

**沖縄県漁業無線通信機器換装実施設計委託業務
特記仕様書**

令和3年度
沖縄県農林水産部水産課

第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、沖縄県において発注する「沖縄県漁業無線通信機器換装実施設計委託業務」(以下、「本業務」という。)について適用する。

(概要)

第2条 本業務は、新スプリアス規格へ対応するため、既設の漁業指導海岸局7局(多野、与座、久米島、宮古、石垣、与那国、南大東)の無線設備及び7局を統制するため沖縄県漁業無線局に設置されている制御管制設備の換装並びに沖縄県庁舎内に新たに設置する副統制局整備に係る設計業務を行うものである。

(遵守事項)

第3条 本業務は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室制定の「電気通信施設設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)及び最新の技術基準などを遵守するものとする。

2 本特記仕様書に明示されていない事項であっても、当然行わなければならない事項は、受注者において充足するものとする。

3 受注者は、本特記仕様書に明示されていない事項または疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議するものとし、受注者の一方的解釈によってはならない。

(業務の範囲)

第4条 本業務の範囲は、第2章のとおりとする。

(履行期限)

第5条 本業務の履行期限は、契約締結の翌日から令和3年8月31日までとする。

(管理技術者)

第6条 受注者は、本業務を履行するに当たり、本業務の目的及び内容を十分理解し、豊富な経験と技術を有する管理技術者を定め発注者に通知するものとする。

2 共通仕様書第1107条第3項でいう技術士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次の者とする。

(1) 大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について18年以上の実務経験を有する者。

(2) 短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について23年以上の実務経験を有する者。

(3) 高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について28年以上の実務経験を有する者。

(照査技術者及び照査の実施)

第7条 本業務は、共通仕様書第1108条に基づき「照査技術者及び照査の実施」を行う業務に該当するものとする。

2 受注者は、本業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

3 共通仕様書第1108条第2項でいう技術士と同等の能力と経験を有する技術者とは、本特記仕様書第6条第2項第1号から第3号までの実務経験を有する者とする。

4 共通仕様書第1108条第2項第3号でいう照査計画の作成にあたっては、照査の方法、事項に

ついて調査職員と協議のうえ作成するものとする。

5 共通仕様書第 1108 条第 2 項第 4 号でいう業務の節日は、下記のとおりとする。

- (1) 業務計画書作成時
- (2) 現地調査終了時
- (3) 基本条件の決定時
- (4) 詳細条件の決定時
- (5) 設計計算、設計図、数量計算等の作成時
- (6) その他、照査計画作成時において調査職員が指示した時

(業務カルテ)

第 8 条 共通仕様書第 1110 条第 3 項による「業務カルテ」の提出期限 15 日以内とは、土曜・日曜・祝祭日を含まない日数をいう。

(提出書類)

第 9 条 共通仕様書第 1110 条で定める提出書類は、「委託業務関係様式集」によるものとする。

- 2 受注者は、契約締結後に別に定める業務委託関係提出書類一覧表に掲げる書類を提出し、発注者の承認又は承諾を受けなければならない。
- 3 受注者は、その他発注者が必要に応じ指示する書類がある場合は、速やかに指示する書類を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

(担当者一覧)

第 10 条 報告書の表紙の次のページに担当者一覧表を添付するものとし、担当者として管理技術者、照査技術者、担当技術者を連名で記載するものとする。(様式-3 参考)

(設計協議)

第 11 条 共通仕様書第 1111 条第 2 項の区切り毎の設計協議については、次のとおりとする。

名称	協議回数	協議場所
当初協議	1 回	沖縄県庁内
中間協議	3 回	〃
最終協議(成果品納入時)	1 回	〃

2 当初協議及び最終協議時には、管理技術者が立ち会うものとする。

(業務計画書)

第 12 条 共通仕様書第 1112 条に定める業務計画書は、「電気通信設備施工管理の手引き」によるものとする。

(成果物)

第 13 条 共通仕様書第 1117 条第 1 項に定める成果物は、次のとおりとする。

- (1) 設計業務概要書 1 部
- (2) 計画概要書 1 部
- (3) 設計計画書 1 部
- (4) 設計図面 1 部
- (5) 数量計算書 1 部
- (6) 概算工事費 1 部

- (7)照査報告書 1部
- (8)発注仕様書等 1部
- (9)原稿・原図 1式
- (10)設計協議議事録 1式
- (11)その他必要な資料 1式

(契約変更)

第14条 本業務の数量は、別紙数量総括表のとおりとし、この数量に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

第2章 調査・計画・設計

(現地調査)

第15条 本業務の実施に当たっては、現地調査を実施して、現地の状況を十分把握するとともに現地写真等を添付した調査報告書を提出するものとする。

(業務範囲)

第16条 本業務の範囲は、本事業に係る別添の設計説明書を踏まえ、報告内容を検証・補充するとともに、その結果を成果品としてまとめ、甲へ提出し検収を受けるまでとする。

(業務管理)

第17条 本業務における成果品の照査について、照査の経緯、内容等を記録した照査結果を調査職員に提出するものとする。

(使用する技術基準等)

第18条 共通仕様書第1201条に定める技術基準により難しい特殊な工法、材料、製品等を使用しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議し承諾を受けなければならない。

2 設計図書には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。なお、これにより難しい場合は、あらかじめ発注者と協議し、承諾を受けなければならない。

(設計図面)

第19条 共通仕様書第1211条3号に定める設計図面の作成は、沖縄県土木建築部制定の「土木工事設計要領」第1編共通編・河川編第1章第2節によるものとする。

(数量計算書)

第20条 共通仕様書第1211条第4号に定める数量計算書の作成は、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室監修の「電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領」によるものとする。

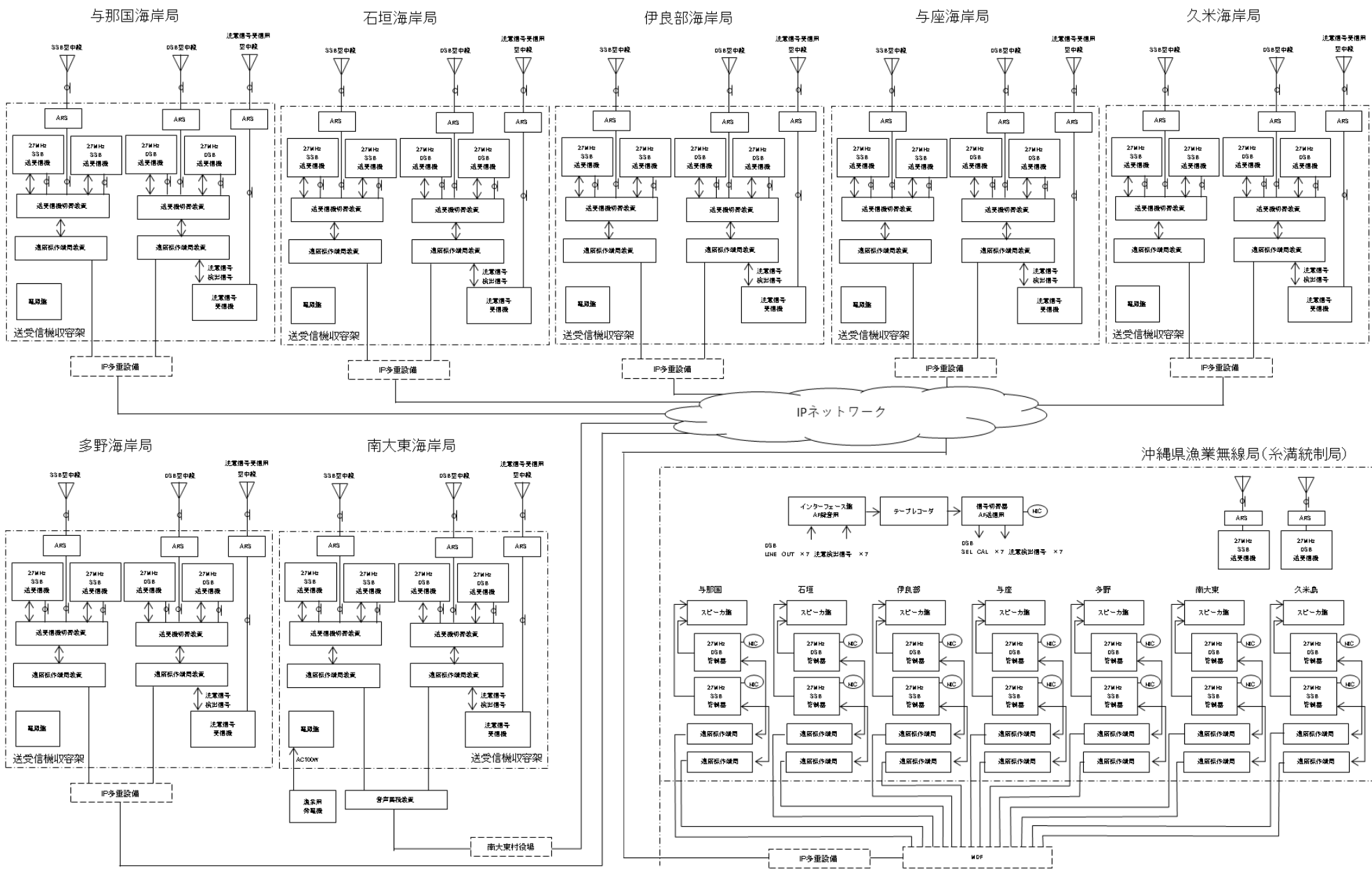
別紙1

沖縄県漁業無線通信機器換装実施設計委託業務

数量総括表								
費用	工種	種別	細目	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	増減
直接業務費					式		1	
	直接人件費				式		1	
		現地調査費			式		1	
		設計協議費			式		1	
		詳細設計費			式		1	
					式		1	
	直接経費				式		1	
		印刷製本費			式		1	
		旅費交通費			式		1	
技術経費					式		1	
諸経費					式		1	
業務価格					式		1	
消費税相当額					式		1	
業務委託料					式		1	

設計説明書

事業種目	漁業無線通信機器換装事業
事業実施場所	(1)沖縄県漁業無線局(糸満統制局):糸満市西崎町1丁目4番11号 (2)与座海岸局:八重瀬町字富盛八重瀬嶽原2530番地3 (3)多野海岸局:名護市字仲尾次杣山 1557 番地 (4)久米海岸局:久米島町比屋定東 2238 番地 35 (5)伊良部海岸局:宮古島市伊良部池間添赤打 922 番地1 (6)石垣海岸局:石垣市大字平得小字大俣 1273 番地1 (7)与那国海岸局:与那国町与那国宇良部 298 番地1 (8)南大東海岸局:南大東村在所 316 番地 (9)沖縄県庁:那覇市泉崎1丁目2番2号
事業数量	沖縄県漁業無線通信機器換装工事一式
工事の概要	<p>27MHz 帯漁業無線通信機器換装工事</p> <p>本工事は、法令への対応並びに漁業無線の機能拡充を図ることを目的として実施するものであり、実施設計においては、下記項目に留意し設計するものとする。</p> <p>(1)沖縄県漁業無線局及び7海岸局に設置している現行の 27MHz帯SSB 及びDSB無線設備を新スプリアス規格に対応する機器に換装する。 (2)7海岸局に設置してある現行の注意信号受信機を換装する。 (3)沖縄県漁業無線局の通信卓を操作性の良い情報機器に移行する。 (4)沖縄県漁業無線局の通信卓に機器監視機能を付加する。 (5)津波等災害時における沖縄県漁業無線局の統制機能を補完するため、新たに県庁に副統制局を整備する。 (6)南大東海岸局は、南大東村役場から有線接続となっているが、台風等による断線を避けるため、無線回線に移行する。</p> <p>現行のシステム系統図を別紙3にて示す。</p>



別紙3 システム系統図(現行)